

平成 23 年度固定資産税（償却資産）の延長後の納期限決定のお知らせ

東日本大震災により多大な被害を受けられた方におかれましては、心よりお見舞いを申し上げます。

横浜市では、東日本大震災の発生を受けて延長していた、震災発生時(平成 23 年 3 月 11 日)に指定地域（青森県・岩手県・宮城県・福島県・茨城県）に住所等を有していた方に対する、平成 23 年度の固定資産税（償却資産）の納期限について、次のとおり決定しましたのでお知らせします。

【延長後の納期限】

- 1 平成 23 年 3 月 11 日において、青森県・茨城県に住所等を有していた方（[平成 23 年 6 月 24 日市告示 343 号](#)）

次の表のとおり納期限を延長しました。

納期	本来の納期限	延長後の納期限
第 1 期	平成 23 年 5 月 2 日（月）	平成 23 年 7 月 29 日（金）
第 2 期	平成 23 年 8 月 1 日（月）	平成 23 年 9 月 30 日（金）
第 3 期	平成 24 年 1 月 4 日（水）	第 3 期及び第 4 期は 変更ありません
第 4 期	平成 24 年 2 月 29 日(水)	

- 2 平成 23 年 3 月 11 日において、岩手県・宮城県・福島県に住所等を有していた方（[平成 23 年 9 月 22 日市告示 466 号](#)）

次の表のとおり納期限を延長しました。

納期	本来の納期限	延長後の納期限
第 1 期	平成 23 年 5 月 2 日（月）	平成 23 年 10 月 31 日（月）
5 月随時	平成 23 年 5 月 31 日（火）	
6 月随時	平成 23 年 6 月 30 日（木）	
第 2 期	平成 23 年 8 月 1 日（月）	第 3 期及び第 4 期は 変更ありません
第 3 期	平成 24 年 1 月 4 日（水）	
第 4 期	平成 24 年 2 月 29 日(水)	

【納税通知書の送付時期】

- 1 平成 23 年 3 月 11 日において、青森県・茨城県に住所等を有していた方
→平成 23 年 7 月 1 日に納税通知書を送付いたしました。
- 2 平成 23 年 3 月 11 日において、岩手県、宮城県及び福島県に住所等を有していた方
→平成 23 年 9 月 26 日に納税通知書を送付いたしました。

【お問い合わせ先】

ご不明な点などがありましたら、[横浜市償却資産センター](#)までお問い合わせください。